第10回 行政手続部会 議事録

1. 日時:平成30年6月25日(月)15:38~17:46

2. 場所:合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室

3. 出席者:

(委員) 髙橋滋(部会長)、安念潤司(部会長代理)、原英史

(専門委員) 大崎貞和、川田順一、佐久間総一郎、田中良弘、堤香苗、濱西隆男

(政府) 奥田内閣官房IT総合戦略室参事官、馬場内閣官房IT総合戦略室参事官

(事務局) 田和室長、石崎参事官、谷輪参事官

(ヒアリング出席者) 経済産業省: 蓮井大臣官房参事官

亀井産業技術環境局環境経済室長

吉田資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー

部省エネルギー課長

環境省: 森下地球環境局長

中村地球環境局地球温暖化対策課課長補佐

日本商工会議所: 杤原理事

日本経済団体連合会:上田本部長

大和総研:溝端主任研究員

株式会社ワークスアプリケーションズ:八剱専門委員

4. 議題:

(開会)

- 1. 関係省庁からのヒアリング(経済産業省・環境省)
 - ・重点分野「営業の許可・認可に係る手続」(省エネ法と温暖化防止条例)
- 2. 経済団体からのヒアリング②
 - ・「行政手続コスト削減に向けて(見直し結果と今後の方針)」(平成30年 4月24日規制改革推進会議行政手続部会決定)についての意見

(日本商工会議所、日本経済団体連合会)

- 3. 有識者からのヒアリング
 - ・行政手続コスト削減の経済的効果について(大和総研 溝端幹雄氏)
- 4. 専門委員からのヒアリング
 - ・行政手続のデジタル化に関する課題について (八剱専門委員)

(閉会)

5. 議事概要:

○髙橋部会長 定刻より前の時刻でございますが、予定された方はおそろいでございます

ので、第10回「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日はお忙しい中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。

江田委員、野坂委員、林委員、國領専門委員が御欠席でございます。

安念部会長代理は、もうじき見えられると思います。

それでは、早速議事に入ります。本日は議事の1つ目として、重点分野のうちの「営業 の許可・認可に係る手続」について、経済産業省及び環境省からヒアリングを行います。

省エネ法と温暖化防止条例につきましては、昨年度の第1検討チームで議論いたしましたが、経済産業省及び環境省に再検討のお願いをしておりました。本日は、両省で御検討いただきました対応方針につきまして、改めてヒアリングをさせていただきます。

検討を行うに当たり、事前に議論における論点を資料1-1のとおりメモにまとめ、両省に対して通知をしております。委員、専門委員の皆さんにおかれましては、御説明を聴取していただきまして、それを受けて御質問、御議論をお願いしたいと思います。

早速でございますが、資料1-2に沿いまして御説明を頂戴したいと思います。時間の関係で10分以内ということでよろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。 〇森下局長 資料1-2に基づきましてお答えをお返しさせていただきたいと思います。

環境省の地球環境局長でございます。経済産業省さんと一緒にお答えを作らせていただいております。

資料1-2では、頂いている2つのポイントのうち、まず1番目の報告様式の標準様式化ですとか、あるいは電子化の実現について、もっと取り組むべきではないかという御指摘でございます。回答のところを見ていただきますと、一言で言いますと、しっかり取り組んでいきたい。しかも抜本的にシステムを見直していきたいということで考えておりますという内容でございます。

先般、御案内のようにデジタル・ガバメント実行計画、1月にeガバメント閣僚会議で決定されておりますけれども、これに基づきまして私ども環境省の中でも環境省デジタル・ガバメント中長期計画というものを本当につい先般、策定をいたしまして、この中長期計画に基づいてシステムを大きく見直してまいりたいと思っております。

現状のシステム、温室効果ガス排出量集計公表システムについては、利用率が低いという点が改善点として指摘されていますし、それから、このシステムに登録されているデータと、ほかの制度で登録されているデータには類似するものがあるということで、ワンスオンリーの実現に向けて改善を図っていく旨が、その私どもの計画の中に盛り込まれてございます。今後この計画に基づきして、省エネ法、温対法の報告そして温暖化対策推進条例、自治体の条例の報告につきまして、共通のインターフェースで行うことができるようにシステムの抜本的な改革、そして、このシステムに対応した共通様式の作成を検討してまいりたいと考えております。

その際、この共通様式におきましては、論点に御提示いただいておりますような共通調 査項目ですとか、独自の調査項目を設けるようなこととして併せて検討してまいりたいと 考えております。

それをいつまでにやるのかということでございますけれども、このシステムの実現には 現行のシステムの課題、問題点の抽出ですとか、次期システムの設計、構築にある程度、 時間を要するだろうと考えておりまして、現行の予定では2021年度に次期システムの運用 開始ということで考えてございます。このため、それまでの間の措置といたしまして、条 例を定めて実施をしていらっしゃる地方自治体に対しまして、事業者の負担軽減にも配慮 をしていただくように、今年度中に協力依頼をするということを検討したいと考えてござ います。

おめくりいただきまして、次の事業者の負担軽減への配慮の方法といたしまして、例えばいろいろ工夫ができないかということで、条例で報告を求めている項目のうち、省エネ法の定期報告書ですとか、温対法の報告書と重複をするような項目につきましては、報告書を添付すればいいことで済ませないで処理ができないでしょうか。あるいは省エネ法の報告書から該当部分の自治体の区域分のみを切り分けた報告書で処理をしていただけないでしょうかということもあり得ると思いますので、こういった対応を例示しまして、今年度中に自治体に協力依頼をしていきたいということを検討していきたいと思ってございます。

もう一枚、2点目でございますけれども、事業者のニーズをもっとしっかり把握すべきではないかということで、御指摘のとおりでございます。事業者の負担を具体的に把握したいと考えておりまして、報告様式の標準様式化・電子化の実現で回答した対応方針が事業者の本来のニーズに沿っているのかどうか、これを確認したいと思っておりまして、両省で事業者に対しまして本年度中にヒアリングを実施してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○髙橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問等についてお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

まず2021年度というのは、前倒しというのはなかなか難しいということでしょうか。

○森下局長 我々もできるだけ早く取組を進めたいと思っております一方で、今回かなり 抜本的な見直しをしたいと思っておりますことですとか、あるいは最近、新しく出てきて いますブロックチェーンの技術なんかがこういったところで取り入れられないかとか、さ まざまな観点について検討が必要だろうと思っておりまして、ある程度の時間は必要と考 えております。

一方で様式を提示することは非常に重要なことでも、できるだけ早くそれをお示しするということは大事なことだと思っておりますので、様式自体の決定は1回で、2021年度でと思っておりますけれども、できるだけ早い段階で案を例えばお示しするというようなことは考えていくべきだろうと思っております。案でお示しして、更によいものにしていくことはあるのかなと考えてございます。

○髙橋部会長 今のお話もそうだと思うのですが、システムを組む前になるべく前倒しで

今おっしゃっていただいている共通調査項目とか、独自調査項目を整理することはお願い できないのかなというようなところですが、そこはいかがでしょうか。

○森下局長 共通様式ですけれども、共通項目と独自項目の洗い出しという御指摘でございますが、自治体にはヒアリングなどにある程度時間がかかるかなと思っております。様式自体が何度も変わってしまうということになると、また更に混乱を招くだけだろうと思っておりますので、様式自体はシステム構築と併せて行って、それまでは国の報告書をより活用していただくことができないか、依頼をしていきたいと考えてございます。

○髙橋部会長 分かりました。

あと2ページ目に移らせていただきたいと思いますけれども、このような形でほかの書式で代替できるようにしていただく。ほかの書類で代替していただくというのは非常にありがたいと思うのですが、例えばほかの自治体の書式で使えるものは使ってしまって、なるべく自分で使う書式は1つで済ませたいみたいな広域展開の企業もいらっしゃると思うので、そういうことをお願いする。警察庁にはやっていただくことをお願いしているのですけれども、そういうことを御検討いただくことはできないかということなのですが。

- ○森下局長 御指摘はごもっとものような気もしますので、お願いを自治体にしてみよう と思いました。
- ○髙橋部会長 併せて紙で提供されている自治体というのがあるようで、ここはどうでしょう。警察庁も行政は紙でしか提供していなくて、企業の方はデジタル化しているのに、 わざわざ紙で手書きしなければいけないとかいうことがあって、なるべく自治体としては 特定のソフトを出すわけにはいきませんが、書式で提供していただくというようなことを 警察にはお願いしています。そういうことは環境省や経産省にもお願いでき得るかという ことなのですが、そこはいかがでしょうか。
- ○森下局長 ペーパーレス化を推進していくというのは、私ども自身の行政も含めて今や ろうと思っておることでございます。できるだけ自治体にもそういったアプローチをして いただけないかということで働きかけることは併せて考えていきたいと思います。
- ○髙橋部会長 経済産業省、いかがでしょうか。
- ○吉田課長 省エネ課長でございます。

我々も今のお話と同様でございまして、電子化の方向で、そもそも省エネ法の定期報告 書も電子化をお願いしたいと思っておりますので、その方向で全然問題ないと思っていま す。

○髙橋部会長 では、できるだけ自治体にそういう方向で働きかけていただくということ でお願いしたいと思います。

あとは、過重にいろいろ要求していることはないのでしょうか。地方自治という観点からは、私がこんなことを言うと天につばを吐いているような気がするのですが、地方自治とはいえ過度にバリエーションというか、あれもやってみたい、これも計画に入れたいみたいなことで、過度にたくさんの項目を要求していることはないのかなと思います。そう

いうことはあり得ると思いまして、そこら辺は環境省としていかがでしょうか。

- ○森下局長 最終的には自治体の御判断だということだと思うのですけれども、一方でどの自治体が、どういった情報を例えば収集されているのかというのがお互いに分かるようになると、何となく相場観みたいなものができてくるのではないかと思ったりもいたしますので、情報が関係者にちゃんと共有されるようなことがポイントになるのではないかと思います。私どもの方から、これがいい、これが必要だというのは申し上げるような立場ではないと思いますけれども、そんな感覚をいたしております。
- ○髙橋部会長 そうですね。ほかの役所にもどういう項目をほかの自治体が求めているのかみたいな一覧表を提示していただいて、かつ、提出する企業への負担感なども配慮しながら自治体でお決めくださいみたいな、そういう働きかけをしていただけると合理的なところに落ち着いていくのかなという気もしますので、そういう努力も是非併せてしていただけるとありがたいと思います。その辺はいかがでしょうか。
- ○森下局長 分かりました。対応させていただきたいと思います。
- ○髙橋部会長 ほかいかがでしょうか。濱西専門委員、どうぞ。
- ○濱西専門委員 2点ばかり御質問させていただきたいのですが、回答の1ページ目の現在ある公表システムの利用率が低く、改善が必要であるとおっしゃっておられるわけですが、どうして利用率が低いのか、どういう要因によるのか。それに対してどういう対策を今後、考えていこうとしているのか。

もう一点目がワンスオンリーの話なのですが、どういったデータが重複して取られていて、それを今後どういう形でワンスオンリーにされていこうと考えていらっしゃるのか。 現時点で結構ですので、今、申し上げました2点について教えていただけないでしょうか。 〇森下局長 担当の方から回答いたします。

- ○中村補佐 私から回答申し上げます。
- 1つ目の利用率が低い理由なのですけれども、今時点でこちらで把握している話としては、まず企業さんの方で紙で例えばこちらの受領印が欲しいのだということで、それに相当するシステム上の対応ができないので紙で出しますとおっしゃっている企業さんもおりますし、もう一つは、こちらでもシステムについての普及啓発というものをこれまで全速力でやったかというと、そうでもなかったという事情もありまして、認知度が低いということと、企業さんのニーズに完全に対応し切ったシステムにまだなっていないということが考えられます。今年度そこを更にもう少し温対法の報告対象になっている事業者さんによく話を聞いて、深掘りをしていきたいと思っております。

それから、ワンスオンリーのところなのですけれども、一番共通しますのが温室効果ガスの排出量のところでございます。そこはいろいろなシステムで取っておりますので、少なくともその部分はシステム同士を自動連携のような形にして、事業者さんにとっては1回入れれば、自動的にほかのシステムにも入っていくようなシステムにしたいなと思っております。ほかの項目についてはこれから洗い出していくということで、同じように連携

は全部自動的な連携をしていくというふうに考えております。

- ○濱西専門委員 ありがとうございます。
- ○髙橋部会長 ほかいかがでしょう。これは企業からの関心が強かったと思うので。
- 〇川田専門委員 どうもありがとうございました。積極的に御対応いただけるということで非常に安心いたしました。

2点質問がございます。御回答にもあったかと思うのですが、2ページの2行目、3行目なのですが、省エネ法の定期報告書と温対法の報告書、重複する項目については当該報告書を添付すればよいということなのですけれども、何らかの情報を共通で見ることができれば、添付の必要はないのではないか。もちろん相手が違うという問題もあるのかもしれませんけれども、その辺りの工夫をできないのかというのが1つであります。

もう一つが、報告書の様式については統一の方向で御検討いただけるということなのですけれども、添付書類につきましても見直しをされる方向なのかどうか。私の記憶では添付書類は結構あったのかなと思うのですが、その削減についても御検討されるのかどうかということ。

ついでにもう一つお願いを申し上げますと、我々事業者としては紙と電子が両方大丈夫だというのが実は一番負担が大きくて、どちらかに統一するのが一番ありがたいわけでございますので、システムの統一ということであれば、是非そちらで一本化していただきたいと思います。

私からは以上になります。

○中村補佐 続けて回答いたします。

まずそもそも国に出した情報は添付しなくてもよいということにできないかというところは、例えば公開しているような情報であれば、そもそも添付も要りませんという運用も可能かなと私の中では思うのですけれども、一方で企業さんの独自情報がありますので、要は公表はされません、国にだけ出すのだったらいいですよといったようなもので、それがたまたまほかの自治体さんにも出します。それであれば同じもので受け取ってくださいねという企業さんも受け入れやすいかなと思うのですけれども、あれですか。イメージとしては国から自治体さんに共有されるというイメージですか。

- ○川田専門委員 そうです。
- ○中村補佐 事業者さんの意向にもよりますので、それは少しヒアリングなんかもしなが ら考えてみたいと思います。

添付書類は、今のところ温対法、省エネ法は添付の書類というのは確かとても少なかったかと思いますけれども、省エネ法はいかがでしたっけ。報告書本体ではなくて、プラスで添付する書類というのはないです。ですので我々のところは報告書だけ出していただければ大丈夫かと思います。

あと紙と電子のところは、我々もシステムというか制度の中でいつも温室効果ガスの排 出量の集計というものをやっておりまして、集計というのは早さ命ですので、そういう観 点でも電子が一番望ましいと考えております。ですので、ゆくゆくは電子に一本化したい と思っております。

- ○髙橋部会長 佐久間専門委員、どうぞ。
- ○佐久間専門委員 御対応ありがとうございます。大変前向きな取組で感謝したいと思います。

1つお願いなのですけれども、各自治体の対応というのが当面実際に重要になってくるわけですが、その各自治体に対して今年度中に協力を依頼する、これは当然、文書で環境省、経産省の方が出されるかと思うのですが、是非出した場合にはそれをオープンにしていただきたい。というのは必ずこういうことがなされた後、いざ自治体に行ってみるとそんなことは知らないと言われるようなことが過去ございますので、そのときはこういう文書が出ていますよねということがやはり事業者側で言えれば非常に心強いので、その点よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

- ○森下局長 よく分かりましたので、そのように対応させていただきたいと思います。
- ○髙橋部会長 自治体向けのいろいろな説明会もあると思うので、それも含めて徹底して いただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、ここまでとさせていただきたいと思います。本日のヒアリングにおける議論を踏まえまして、基本計画の見直し等について御対応を検討していただければとありがたいと思います。お忙しいところ環境省、経産省の皆様どうもありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

(経済産業省・環境省退室)

(日本商工会議所入室)

○髙橋部会長 それでは、次の議題に移ります。

4月24日に決定した本部会の取りまとめについて、前回に引き続き、経済団体からのヒ アリングを行いたいと思います。

まずは中小企業関係として、日本商工会議所からお話を伺いたいと思います。日商から は杤原理事にお越しいただいております。

それでは、早速でございますが、資料2-1に沿って御説明をお願いしたいと思います。 大変申し訳ございません。時間の関係で10分以内ということでよろしくお願いいたします。 〇杤原理事 お手元にA4判横の資料を御用意してございます。

1ページ目を御覧ください。「行政手続部会取りまとめ」の評価について僭越ながら記載させていただいてございます。遡りますと既に4度、こういった形でヒアリングさせていただきまして、特に中小企業目線での意見、要望を申し上げてきましたけれども、ほぼ全て、それらを盛り込んでいただき、大変感謝してございます。

特に1ポツに書いてございますとおり、「行政手続部会取りまとめ」では重点9分野ということで整理いただいたのですけれども、そのほかに、ただし書で記載された2つのお

願い、とりわけ私どもからは公共工事の入札手続の簡素化をお願いしておりました。「行政への入札・契約に関する手続の簡素化」と「税・社会保険オンライン・ワンストップ」もということで、全て足しますと11分野になりますが、私どもの要望について全て取り込んでいただき、かつ、各省庁からも進捗状況について御返事を頂いておりまして、大変感謝してございます。

今日は3点ほどお願いにまいりました。1ページ目の2ポツに整理してございますとおり、私ども平成28年の12月に7つほどのお願いをしておりまして、右側に書いてございますとおり、行政手続部会ではそれらをほぼ盛り込んでいただいております。しかし、②の「原則と例外を逆転する発想」で、各省庁の書類を削減する方向でお願いしたいということと、⑦でございますけれども、行政手続の簡素化は、手続の時間をコストに直した形で削減の形を打ち出していただいておりますが、実際に事業者は、手数料という形で現金を支払っておりますので、この手数料についても引き下げを検討いただけないかということです。今日は特に、②と⑦に関して意見を申し述べさせていただきたいと思っております。

2ページ目を御覧ください。「原則と例外を逆転する発想」ということで、(1)と(2)について今日はお願いにまいりました。まず(1)ですが、政府、あるいは地方自治体で、中小企業向けの補助金をたくさん御用意いただいておりますけれども、中小企業庁のように原則3枚以内、必要があれば例外的にそれ以上ということを全省庁共通のルールとしていただけないかということでございます。

申請書類は少なくなっている場合もありますけれども、実際は中間報告書ですとか、実績報告書ですとか、年間を通じて多くの関係書類の提出が求められます。基本的に電子申請になっておりませんので、それを紙で最低5年は保存するルールとなっており、保存するスペースも必要です。この辺は何とか簡素化していただけないかということでございます。

例で小さく書いてございますけれども、これから働き方改革法案ですとか、リカレント教育の充実というものが進んでいきますが、これに関連して厚生労働省でも多くの助成策を御用意いただけるということを内々伺ってございます。現在のキャリアアップ助成金等でも種類が幾つかありまして、それぞれおおむね15枚程度の申請書が必要です。加えて当然ながら添付書類として、就業規則、賃金台帳、労働者名簿等も添付する必要があるということですが、そもそも事業所には労働基準法で、就業規則、賃金台帳、労働者名簿を備えつけていなければいけないとされていますので、書類があるという前提で省けるものもあるのではないかということです。確認書類であれば事務所に備えつけているということで「原則と例外を逆転」していただけないかというお願いでございます。

続いて(2)でございますけれども、飲食店、旅館、理容院、美容院、クリーニング店等は、実際に個人事業主が多いわけでございまして、事業所統計によれば、おおむね100万事業所あり、そのうち個人が7割で70万者ぐらいとなります。法人成りしているのが30万社強ですので、ほとんどが小規模事業者で、個人営業ということになります。当然ながら

個人のお店ですので、先代から現在の経営者、それから次の経営者へ商売をつないでいくわけでありますけれども、相続であれば地位の継承という形で名前の書換えだけで簡単に済むのですが、生前に渡そうとすると新規の開業届が必要です。加えて、経営者の子供あるいは奥様にはすぐ引き渡せるのですけれども、1つ飛んで孫の場合にはいろいろな条件がついて、お孫さんがお店を継ぎたくても、新規で開業しなくてはいけないということがあります。相続の場合は、急に経営者がお亡くなりになって準備ができていないということで、地位の継承を特例で認めるという解釈になっています。これについても「原則と例外を逆転する発想」で、事業をつなげていくという目で見ていただくと、経営者が生前であっても死んだ後であっても、あるいはお店を継ぐ者がお孫さんであっても、そのお店が商売を続けていくという方向に焦点を当てていただければ、一気通貫で手続が済むのではないかと思います。

もっと分かりやすくお願いいたしますと、3ページ目でございますが、左側に相続の場合を記載しておりますが、本当に簡単な手続でございます。経営者がお亡くなりになってから60日以内に、許可営業者の地位の承継届、営業許可証の原本、除籍簿、それから、相続人が何人かいる場合は同意書があればいいということで、おおむねこれだけの書類で済みます。しかし、生前に引き渡そうとすると新規開業と同じ手続ということで、②に記載のとおり、申請書を書いて、③のとおり図面を引いて、⑤のとおり申請の手数料も改めて払い直して、許可を頂くということでございます。商売の中身、店舗も一緒なのにも関わらず、手続が増えるということになります。

4ページ目ですが、都道府県でとても親切なフローチャート図を用意していただいておりまして、最初の問いで「あなたと被相続人との続柄は」ということで、奥様あるいは直接の子供であれば「地位の承継は可」となり、すぐ下に線が下りるのですけれども、お年寄りの奥さんですと70歳、80歳ということですので、当然継げません。子供も東京に出ているケースが結構ありますので、そうすると孫がやりたいといった場合に赤丸で「孫」を囲っておりますけれども、「被相続人の子供である、あなたの親は健在ですか」という問いで、親が健在ですと右下に下りていますが、「地位の継承は不可」ということで、新規開業の手続が必要ということになります。こういったところを何とか、「原則と例外を逆転」させて、簡易な手続で、一気通貫で事業承継できるようにしていただけないかという要望を全国各地から多く頂いているということでございます。

2025年に向けまして200万を超える個人事業者の方が70歳を超えてくるということで、 そのうちの半分は後継者がいないということでございます。政府でも大事業承継時代とい うことで政策を打っていただいておりますので、こういった手続も併せて簡素化されると 非常にありがたいということでございます。

5ページ目の(3)が手数料の関係でございます。当然、今後事業者数が減りますので、 創業を増やしていかなければなりません。法人の関係になりますけれども、法人設立登記 をする場合は今般、24時間以内に完了ということで改善をしていただけるということで、 大変感謝をしております。しかし、公証人の皆さんによる定款の面前確認は手続として残り、そこに5万円の手数料がかかるという形になっております。左側に円グラフでお示ししておりますけれども、立ち上げ時でお金がない中、設立費用で大体20万円強掛かり、そのうち登録免許税が15万円、定款認証手数料が5万円ということで、ものすごく大きな金額が出ていきます。これが法定で決まっており、かつ、独占業務であり、固定の金額ということでございまして、事業者にはどうにもならないということです。右側に新聞報道がありますが、見直しが必要ではないかという世論もあります。10分ほどで済むという例も少なくないと書いておりますので、これを信じるならば10分で5万円ですので、時給に直すと30万円となります。弁護士の皆さんでも30分の相談で5,000円ぐらいですので、桁が1つ違うのかなと思っております。

最後は6ページ目でございますけれども、今般、皆様方のお力添えによりましてデジタル・ガバメントが前に進むということを仄聞してございまして、秋の臨時国会には、もしかしたらデジタルファースト法案が出てくるのではないかということで大変期待してございます。

右側に中小・小規模事業者の人手不足の状況を書いてございますけれども、流通業、建設業の大卒有効求人倍率は今や10倍でございまして、当所調査によると、人手不足感も毎年5ポイントずつ上昇しております。人口減少は更に進みますので、機械でできるものは徹底的に機械に任せて人は創造的な業務をする。それによって生産性を上げるということが必須であると考えてございまして、経済3団体で先般、緊急要望をさせていただきました。1つ目のポツにありますとおり、情報連携をしていただければ確認のための書類は徹底的に排除できると思っておりますし、4つ目のポツにございますとおり、手数料の引き下げも是非お願いしたいと思っております。1つ飛びましてマイナンバーカードもまだまだ普及しておりませんので、こういったものも使い勝手をよくしていただきたいということです。それから、最後のポツにございますとおり、法人設立や子育で・引っ越し等で、一気通貫で添付書類なしで、オンライン・ワンストップで手続ができるような世の中にしていただければありがたいということで、このデジタルファースト法案の後押しをしていただきたいということでございます。

早口になりましたけれども、今日はこういったお願いにまいりました。

○髙橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について御質問等がありましたらばお願いいたします。

○大崎専門委員 これは質問ということではないのですが、生前に営業者の地位を譲渡する場合に新規開業の手続が必要というのは、何となく理屈はわかるのですけれども、非常に不合理だなと強く感じました。既に営業者としてしっかりやっておられた方が、そこにいていわば監督もできるのに、新規開業の場合の手続として必要なものを見ると、どうも要するに初めてやる人たちだからこそ、必要となるようなチェック項目ばかりのように思うものですから、これは正に逆だなと。逆に相続のときに何もチェックしなくていいのか

なという気がするぐらいでして、この辺は大いに見直すべきだと思いました。

それから、孫になる場合に地位が承継できないというのは、私は正直、理由が余り理解できないのですが、それは商工会議所で把握しておられる理由というか根拠は一体何なのでしょうか。そこは教えていただけますでしょうか。

○析原理事 本件、規制改革ホットラインに意見を提出しておりまして、昨年5月に丁寧に回答を頂いております。その回答によりますと、正に先生がおっしゃったように、営業ができなくなると困るので、特例的に承継できるようにしますということです。営業ができなくなることが困るという点に着目していただいておりまして、本当にすばらしいことだなと思っています。ただ、そうであるならば、経営者が生前にお店を渡す場合も、簡易な手続でできるようにしてくれればいいと思うのですが、あくまで簡易な手続は特例ですという回答でございます。また、切れ目なく営業を継続するというところにも着目をされていますが、結果としては今の手続はそういうことになっているので駄目ですという答えでございまして、あくまでも営業者の意思に基づいてやってくださいということです。お孫さんの御両親が健在だと承継が駄目だというところの理由は、正直言うとはっきりいたしません。

- ○髙橋部会長 どうもありがとうございました。 では、佐久間さん、どうぞ。
- ○佐久間専門委員 ありがとうございます。御説明は一々もっともだなと思いました。

営業者の地位承継は2年前か3年前に一度、ホットラインに出していただいた。そのときは孫ということではなくて、生前からしっかりと相続人となる者が、承継をする。そのときでも新規届出になる。これを何とか死亡のときと同じような簡素な手続にしてもらえないのか。こういう要望がありまして、このときは確かお役所の方の反応は、突然亡くなった場合というのはお店なりの形態が変わらない。変えようもなく引き継がれるから条件が変わらない。ただし、生前から承継してしまうと、その人が自分の意思で店を変えたりする。だからこれは新規になるんですという説明だったと。結局、そのときは力及ばず申し訳ないのですけれども、多分、実現していないのだと思うのです。

ただ、そうすると、その説明ですと死亡のときであれば店を変えようがない。as isで引き継ぐわけですから、これは誰がということは基本的に関係がない。したがって、孫であろうと、極端な話、第三者であろうと死亡に基づいてそのまま引き継ぐのであれば店を変えようがないので、これは新規である必要がないということになるのではないかと思うのです。

もともとこの規制というのは、死亡にかかわらず、承継するときで仕様が変わらない場合には新規手続は要らないというふうに制度設計すべきだと思うのです。もちろん、ここで言っているお孫さんにするというのはいいのですけれども、お孫さんに限定する必要が理屈の上ではないのではないか。実際にお孫さんのケースが多いということなので、せめて孫というのは分かるのですけれども、これは兄弟であっても、誰であっても死亡に基づ

いてそのままのお店の状態で引き継ぐ、誰かが引き継がざるを得ないわけですから、ということであれば、これは新規開業の手続ではない承継の手続でいいということになるのだろうと思うので、是非そういうロジックでもチェックされてはいかがではないかと思います。

以上です。

○安念部会長代理 制度の合理性ではなくて、なぜ孫は駄目かというと、これは簡単で要するに業法には相続と書いてあるからです。相続でなければ駄目なのです。だからお孫さんで親が生きている、つまり事業者の子供がまだ生きている場合には、お孫さんがおじいさん、おばあさんを相続しているわけではないから駄目だという、ただそれだけの理由です。

法人成りしている場合も、合併だと簡単なのです。民法上の言葉を使えば包括承継だと 紙1枚、特定承継だと新規の許認可という、ただそれだけのことです。

驚くべきことですね。つまりクリーニング店とか飲食店だと何となく親子でやっているから、子供が相続した場合にはそのまま紙1枚でいいだろうと思うのだけれども、ありとあらゆる業法に、この手の、相続でありさえすれば紙1枚でいいという制度があるようです。原子炉等規制法の発電用原子炉事業者だってそうなのです。発電用原子炉は、法律上は自然人でも持てるのです。そこで、原子炉等規制法には相続の規定があるのです。そのときは新規で原子炉をちゃんと回せる人かどうかという審査なしで、とにかく私が相続しました、今日から原子炉を動かしますと言えるという、信じ難いような制度になっているのです。だから私が言いたいのは、今の制度を支持するという意味ではなくて、かなりナンセンスだなと思います。

○髙橋部会長 どうしますかね。どうするかは事務局と相談をしていただき、これは横串 の話になりかねないということなので、そこは事務局と調整してください。重要な課題を 御提起いただいたと思います。

○杤原理事 佐久間先生と安念先生の御指摘はごもっともでございまして、今年度の税制 改正で、法人に対する事業承継税制の抜本改革をしていただいて、第三者承継なども手厚 く措置されたのですけれども、相続は個人の話で、血縁ということになり、第三者承継と いう考え方もそれほど出てきていません。実際に「お孫さんで継ぎたい人はいるのですか、 いるのだったら連れてきてください」とよく言われるのですけれども、実際にそういう方 も見つけております。したがって、実際にニーズがあるという意味で、今回たまたまお孫 さんのところに赤丸をしてありますが、ほかにもやってもいいという方は当然おられると 思います。私どもも個人の事業承継問題は研究し直さないといけない部分でございますが、 そういう願いを持った人が相当な数いるということを御認識いただければと思いますので、 よろしくお願いいたします。

○髙橋部会長 どうもありがとうございました。 ほかにいかがでしょうか。 定款の話はよく出てくるのですが、この法人設立の手数料の話、この根拠とかはお確か めになりましたでしょうか。

○杤原理事 別途、内閣官房で「法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会」をやられており、そこにちょうど私も委員で出ておりましたときに、定款認証手数料 5 万円という高額な金額の算出根拠、何を積み上げると一体 5 万円になるのかという質問をさせていただきました。議事録に残っておりますが、「5 万円の算出根拠でございますが、事務の内容であるとか、公証人の行為によって当事者が受ける利益に加えて、物価の動向等を総合的に考慮して定まっているものでございます」という、これしか回答がありませんでした。物価も賃金も20年来ずっと下がっていたわけでありますし、もともとの積み上げの根拠も明確にお示しいただけませんでした。また、面談が10分で終わるという事実もあるということでございますので、納得性が得られる回答というものを、その会議の中では法務省から頂けませんでした。

○髙橋部会長 これも将来的には、検討の課題にはなると思いますので、引き続き監視を、 注目していきたいと思います。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。お時間が参りましたので、ここまでとさせていただきたいと思います。杤原さん、お忙しいところどうもありがとうございました。 引き続きよろしくお願いいたします。

(日本商工会議所退室)

(日本経済団体連合会入室)

○髙橋部会長 続きまして、経済団体連合会からお話を頂戴したいと思います。経団連から上田産業政策本部長にお越しいただいております。

それでは、早速でございますが、資料2-2に沿って御説明を頂戴したいと思います。 恐れ入りますが、時間の関係で10分ということでよろしくお願いいたします。

○上田本部長 経団連産業政策本部長の上田と申します。よろしくお願いいたします。 本日は、行政手続コストの削減に向けた考えをお話しする機会を頂き、誠にありがとう ございます。早速、資料に基づいて御説明します。

2ページ目を御覧ください。経団連では今、GDP600兆円経済に向けた最重要課題として、Society 5.0の実現を掲げています。そのためには、社会全体で様々なデータの利活用を推進していく必要があり、そのベースとして行政のデジタル化は重要な基盤整備となります。

政府が掲げているデジタル化3原則、デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップに基づく行政サービスの100%デジタル化を経団連は強く支持しています。政府横断かつ国・地方自治体を通じた3原則の徹底に向けて、政府が検討を進めているデジタルファースト法案の早期の国会提出を期待しています。

今月中旬には、経団連、日本商工会議所、経済同友会の3団体が共同で緊急提言を取りまとめまして、デジタルファースト法案を通じて紙からデジタルへの原則転換が実現するよう、関係方面への働きかけを行っているところです。

行政の制度、業務、手続をデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントは、今後の我が 国の成長にとって必要不可欠ですし、その実現に向けた取組を通じて官民の行政手続コストも大幅に削減されると考えています。

3ページ以降、具体的な行政手続に関しまして、特に重点分野の基本計画に関して簡単にコメントいたしたいと思います。各分野について、基本計画から漏れているような事項等を含めて細かな指摘をいろいろと載せておりますので、一つ一つを紹介するよりは、全体的な評価を中心に御説明したいと考えています。

まず基本計画の全体的な印象を申し上げます。残念ながら行政のデジタル化というのは、 道半ばであると言わざるを得ないかと思います。添付書類の紙媒体での提出を本来であれ ば機械言語といいますか、コンピューターが直接処理できる言語で提出しなければならな いにもかかわらず、イメージデータや電子媒体での提出が含まれていまして、電子化・デ ジタル化のイメージから若干かけ離れている事例も見られます。

それから、省庁ごと、手続ごとにその先のデータの利活用を見据えた取組になっているかという視点でもかなり差がありまして、オンラインで申請できればよいというレベルの取組もありますので、オンライン化のみに邁進したかつての轍を踏みかねないという印象があります。確かに事業者の作業時間を20%削減するという目標は非常に重要ですが、数値上の目標の達成だけに囚われるのではなく、冒頭に申し上げたデジタル化3原則により横串を刺したチェック・アンド・レビューを通じて、国民や企業が利便性を実感できる内容としていただきたいと考えています。

それでは、個別分野で幾つかコメントを差し上げたいと思います。 4ページをお開きください。営業の許可・認可に関する計画です。厚生労働省において、食品衛生法に基づく手続については全国統一のシステムを構築するという方針を打ち出しており、この点について我々は非常に高く評価しています。デジタル化3原則を徹底する観点からは、ほかの分野とか手続においても、このような全国統一的なシステムの構築というものを是非参考とし、目標に位置づけていただきたいと思います。

そのほか、企業からここにございますように、ワンスオンリーの更なる推進あるいは手 続のオンライン化・ワンストップ化、自治体ごとに異なる手続の統一といった点について、 具体的な要望が寄せられています。

6ページに移りまして、社会保険に関する手続ですが、企業からは2020年度から始まる電子申請の義務化に関連する要望が多く寄せられています。例えば厚生年金保険、健康保険、労働保険、雇用保険の手続のうち、被保険者資格取得届等の届出のタイミングが同じ4種類の手続について、基本計画では書面の届出様式と受付窓口を統一化するとされています。書面の様式の変更は、実は電子申請に際して必要となるデータ項目に影響し、企業の社内システムの変更や開発にも関わるので、早期に統一様式を示していただきたいと考えております。その上で、各種届出が書面ではなく、e-Govにおいてオンライン・ワンストップで行えるようにと考えています。

このように電子申請の義務化に当たっては、対象となる企業との十分な対話や、余裕を 持ったスケジュールの公表をお願いしたいと考えています。

8ページは国税・地方税関係ですが、平成30年度の税制改正で税務手続の一定の改善が 見られた点を高く評価しております。今後、国税庁では、電子申告義務化の開始に向けて 事業者側が万全の準備を行えるよう各種標準フォームなどを早期に公表していただきたい と考えています。

その上で税務手続コストの削減、電子化に向けて、国税と地方税の情報連携によるワンスオンリーの一層の推進、個人住民税特別徴収税額通知など地方税に関する様式の統一や電子化、利用IDの1法人の複数所有容認により同時並行的に作業できる柔軟性などeLTAXの更なる利便性向上、そのほか会員各社からいろいろな意見が寄せられています。経団連としても、関係省庁と密接にコミュニケーションを取りながら、課題の解決を図ってまいりたいと思います。

9ページは調査・統計です。経団連が要望した大規模調査のコスト削減が基本計画に盛 り込まれるなど、前向きな進展が見られています。今後は省庁横断的な情報共有により類 似調査を更に一本化していくことや、下請法に基づく調査など、今回の計画では必ずしも 反映されていない事項にも取り組んでいただきたいと考えています。

次に10ページからは、従業員の労務管理に関する手続です。基本計画の中で、デジタルファーストに向けた施策や手続のBPRが盛り込まれたという点は評価できると思います。 労働基準法の改正に伴いまして、時間外労働の上限規制が導入される見通しであることから、こうした制度変更の動きも踏まえた行政手続コストの削減に向けた総合的な取組を期待しています。

11ページは就労証明書です。標準的様式が示されるとともに、30%のコスト削減が打ち出されたということは評価します。本件は地方自治体の積極的な協力が不可欠ですので、各論として6つの留意点を示しています。企業側の負担を更に軽減していくためには、自治体による独自項目の追加を認めることなく、標準的様式が広く使用されることが重要ですので、是非皆様方の御協力を頂きたいと考えています。

12ページは行政への入札・契約に関する手続です。新たに20%の削減目標を課していただき、経団連として歓迎しております。企業には全国の様々な自治体に同じ情報や添付書類を提出したり、自治体ごとに異なる書類の様式に対応したりするコストが発生していますので、ワンスオンリーの推進を特に期待しております。政府共通の分野でもありますので、行政手続部会の引き続きのフォローアップをお願いしたいと考えています。

本日のパワーポイントには含まれていませんが、商業登記について一言、申し上げたい と思います。

法務省が策定した基本計画には、法人の設立登記に関する処理を24時間以内に実現する ことが盛り込まれておりますが、公証人による対面での定款認証手続が継続することとさ れたため、本当に24時間以内に実施できるのか、我々としては実効性に疑問を持っていま す。法人設立に関する一連の手続がオンライン・ワンストップで完結するためには、ただいま申し上げた点や、法人の印鑑届出を任意とする制度をはじめ、基本計画の内容が実現するよう、是非この場でもフォローアップいただきたいと考えています。

最後になりますが、行政手続コストの削減の取組は、我が国でも初めての試みでもございますので、行政手続部会の皆様や事務局の皆様には、大変な作業だったと察します。経団連としましても、2020年までに事業者の作業時間が20%削減されるよう協力いたします。特に民-民の部分で課題も一部あるかと思いますので、経済界としても取組が必要と考えています。

私からの説明は以上です。

○髙橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問等ございますでしょうか。

アンケート調査などにも御協力いただきまして、ありがとうございました。引き続きまたいろいろと御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

その上で1点、御教示いただければと思うのですが、私どもは厚生労働省との話で、社会保険ついてJ-LISについては基本的に手数料を引き下げる方向で働きかけていただくと御回答いただいているのですけれども、7ページにあります健康保険組合の情報照会にJ-LISを使用しない旨の要請が行われたというのは、私ども厚生労働省との交渉の経緯からすると奇異な感じがするのですが、これは実際にそういう要請があったということなのでしょうか。

- ○上田本部長 私どもの調査によりますと、一部の健保組合に対して厚労省からJ-LISを利用しないよう要請があったと聞いております。もし間違っていればよいのですが。
- ○髙橋部会長 でもJ-LISを使わないと、実際上は情報が取れないように思うのですけれ ども、どうなのだろう。かなり難しいですよね。事務局いかがですか。
- ○谷輪参事官 J-LIS経由で住所変更の情報などが取れるのではないか。そうすれば従業 員本人から取る必要はないのではないかという議論であったと思います。
- ○髙橋部会長 それでは申し訳ないのですが、事務局と事実関係を確認させていただいて、 必要な場合は厚労省に御回答を求めることもあろうかと思います。よろしくお願いいたし ます。

あと、デジタル化のイメージですが、これはオンライン率100%を目指すべきだという御 指摘と受け止めさせていただいてよろしいでしょうか。

○上田本部長 そうです。今後行政のデータベースを活用して様々な施策が打たれることを考えると、大元のデータはデジタルであることが非常に重要です。行政手続だけを見ても、オンライン申請の最大の課題は、途中の段階で書面等が入ることにより、デジタルで一連の手続が完結しないことです。これでは行政手続コストに劇的な変化はみられないので、100%のデジタル化を原則としていただきたい。

その中で先ほど申し上げたような対面が入るケースについても、合理的なものは残す必

要があるかと思いますが、あまり合理性がない、BPRできるようなケースについては、もう少し切り込んでいただきたい。特に制度を基にいろいろなビジネスが成り立っている世界、士業も含めましてこの世界は多いと思うので、その部分がどうしてもボトルネックになりかねない。 政治的にもなかなか厳しい面があると思うのですが、そこに手を付けないと進まないのではないかと考えています。

もう一つ、先ほどから申し上げているのは、申請の部分だけデジタル化では不十分ということです。今回の行政手続コストの削減は、申請のプロセスの部分を中心に見ておられると思うのですが、申請後のバックヤード側での処理も基本的にはコンピューターを使ってアルゴリズムに従って処理を行うことにより、結果的に全部デジタルで申請者に戻ってくる。それにより処理時間が短くなる、あるいは恣意性がなくなる、透明性が高まるというプロセスを我々は期待しています。申請手続のオンライン化だけで終わりにしてしまうと、十分な効果は得られないと考えていますので、基本計画の先に、最終的に行政がどのようなサービスを提供できるようになるのかを描きながら、申請部分の改善策を打ち出していただけるとありがたいと思います。

- ○髙橋部会長 なるほど。要するに仕事のやり方そのものを申請だけではなくて、あとの 一連の過程も全て見据えて改革した方がいいという御提案だと受け止めました。
- ○上田本部長 そういうことです。

もう一点、付け加えさせていただきますと、今回基本計画が役所や手続ごとに出てきていますが、手続を行う一個人や一企業の担当者の立場からすると、ゲートウェイは1つであった方がよいと思います。必要な手続に容易に辿り着くこと考えると、オンライン化された手続が列挙されていては使いにくいというのが正直な印象です。電子行政の先進的な国々のように、結婚や出産など、ポータルの中身がイベントワイズに設計されていて、必要な手続にすぐに入っていけることが重要です。いわゆるサービスデザイン思考のようなものについても、先ほどの3原則に加えて横串を刺すための原則として位置づけないと、使いにくいシステムになってしまうと考えます。今回の発表にあたり、各基本計画を読んだのですが、あまり全体像が見えてこないというか、どのような電子申請の窓口、ポータルになっていくのかイメージが湧かないので、既にある先進事例も参考にしていただきたいと考えています。そうしないとかつてのオンライン申請と同じく使われないシステムになってしまう可能性があるかと危惧しています。

○髙橋部会長 そうすると、これはIT室にポータル化みたいな話は御相談したほうがいいのですかね。どうやってポータルを作るのか。見やすいオンラインのポータルを作るかとか。

○上田本部長 基本的にはマイナポータルがあるので、個人の手続についてはそれがベースになると思うのですが、エストニアの場合には国民と企業、公務員向けのポータルがゲートウェイ・ポータルに存在し、ポータルサイトも非常に使いやすいデザインになっていると聞きます。電子行政が優れた国は同じような形にしていて、省庁ごとにはなっていま

せん。今回の基本計画は省庁ごと、手続ごとで策定され、一部には局ごとになっているので、オンライン化された手続が最終的にどのようなユーザーインターフェースとして出来上がるのかという視点も重要かと思います。

○髙橋部会長 重要な御指摘を頂いたと思います。これからテークノートしておきたいと 思います。

ほかいかがでしょうか。御指摘あればと思いますが、よろしいでしょうか。

大変貴重な御指摘ありがとうございました。個別の件についても事務局を通じていろい ると検討させていただきたいと思います。

それでは、大変お忙しいところどうもありがとうございました。上田様、引き続き何と ぞよろしくお願いいたします。

(経済団体連合会退室)

(大和総研入室)

○髙橋部会長 それでは、次の議題に移りたいと思います。

有識者からのヒアリングとして、本日は大和総研の溝端主任研究員にお越しいただいて おります。行政手続コスト削減の取組による経済効果について、興味深い試算を公表され ておりますので、お話をお聞かせいただければと思います。

本日はお忙しいところどうもありがとうございました。それでは、早速でございますが、 資料に沿いまして15分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。 〇溝端主任研究員 大和総研の溝端でございます。

本日は、このような機会を頂きまして、誠にありがとうございます。

私からは、行政手続コスト削減の経済効果についてお話をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず資料の1ページ目を御覧ください。こちらは政府が2017年1月に公表いたしました 事業者に対する行政手続の負担感に関するアンケート調査の結果になります。事業者は、 業務を行う上で様々な行政手続に関わっているわけでございますけれども、その中で最も 負担に感じているのが、事業を始める際に必要となります営業の許可・認可に関わる手続 となっております。そして、行政手続の負担感は当然ながら事業を継続していく中でも発 生するわけでございまして、特に社会保険や税に関する手続に事業者は大きな負担を感じ ているようです。

こうした点は、9ページ目の表でも確認することができます。これは世界銀行が毎年公表しておりますビジネス環境ランキングというものでして、事業の開始から継続、そして破産手続に至る事業者のライフサイクルで生じる行政手続などの様々なビジネスコストを世界190カ国で調査いたしまして、それをランキング形式で公表しているものです。これを見てみますと、日本の事業設立に関するビジネス環境は、最新のデータでは世界で106位。納税、これは税だけではなく社会保険の手続なども含まれているわけなのですけれども、こちらも日本は68位と高くありません。そのほかにも事業者の資金調達において制度面の

整備状況を表す資金調達や少数投資家保護など、ほかの面でも日本のビジネス環境は世界より遅れをとっているという結果が出ております。その結果、表の左側にございます総合ランキングを見てみますと、日本は世界で190カ国中34位、先進35カ国の中では24位とかなり低い状況となっております。

1ページ目にもう一度戻っていただきまして、今、確認いたしました世界銀行のランキングには反映されていない項目が、1ページ目の事業者のアンケート結果には含まれておりまして、それは表の⑤補助金の手続と⑥調査・統計に対する協力の2つなわけなのですが、このことから日本の事業者は、世界銀行のランキング以上に行政手続に対して負担を感じている可能性があると考えております。

こうした状況を受けまして、2ページ目にございますように、政府は事業者が負担感を感じている行政コストを2020年3月までに2割以上削減するということを決定いたしました。一般に行政コストと申しましても、手続の数ですとか手続に要する時間、申請に必要な手数料など幾つかあるわけでございますけれども、ここでは時間に対象を絞って行政コストの削減を進めるということにあります。既に御承知のこととは存じますが、行政手続コストの削減に当たっては、行政手続の電子化を徹底するというデジタルファースト、同じ情報は一度だけの提出で済ませるワンスオンリー、そして、書式・様式の統一という3原則を守るという方針の下、手続に要する時間の削減を進めていくことになります。

それでは、具体的にどれほどの時間の削減が可能になるか示したものが、次の3ページ目の表になります。こちらの3ページ目の表も4月に行政手続部会から公表された資料をそのまま引用させていただきましたが、国による営業の許認可や社会保険などの手続を2割強削減することで、どれだけの事業者の負担感が軽減されるのかを見てみますと、年間7,700万時間が削減されるとの結果が得られております。ただし、今月公表されました第3次答申の資料では、商業登記の作業時間が大幅に削減、下方修正されたということもございまして、足元の見通しの数字はこの表よりももう少し小さくなっております。

もちろん行政手続コストは国の手続だけでなく、地方自治体の手続も関係してくるわけです。今回の2割削減は、基本的に国の取組を示したものなわけですけれども、仮にそれが地方自治体にも同様の展開ができた場合にどうなるのか。ここでは鳥取県の先進的な取組が全国展開されると仮定して計算されておりますが、その場合は追加で約2億時間もの時間の節約が事業者は可能になるということです。このように地方自治体のポテンシャルはかなり大きいということが理解できるのではないかと思います。

では、そうした時間削減がもたらす経済効果はどれほどのものになるのでしょうか。それが4ページ目でございますけれども、4ページ目では私の方で行いました簡単な試算結果を示しております。なお、以下の試算は6月の第3次答申の見通しの数字ではなく、4月公表分の数字に基づいている点に御留意ください。結論から申し上げますと、行政手続コストが2割削減できれば、何もしない場合と比べまして国の取組だけで4,000億円、地方自治体の取組による効果は9,000億円、合計で1兆3,000億円の経済効果が毎年得られるも

のと考えられます。

試算の方法は、次に申し上げるとおりになります。まず、これまで行政手続に使われていた労働時間を減らしても、GDPは全く変わらない。すなわち行政サービスの水準は維持されるものと仮定します。そして削減した労働時間をほかの生産的な付加価値を生む業務に振り向けると考えます。ここでは平均的な労働生産性を伴う業務に削減した労働時間が割り当てられると考えております。つまり、浮いた労働時間×時間当たりの平均的な労働生産性が行政手続コストの削減で新たに生まれる経済効果、すなわち先ほど試算で申し上げましたGDPの増加分となるわけです。

では、この試算結果をほかの経済政策と比較した場合、どのように評価されるのでしょうか。同じ表の下には日本とEUのEPAとTPP11の経済効果を掲載しております。日本とEUのEPAの経済効果、これは昨年12月に出された数字ですが、5.2兆円と出ておりますけれども、これに対して行政手続の削減の経済効果については1.3兆円ですから、その効果は4分の1程度と一見すると余り大きくないようにも見えます。しかし、今回は行政手続コストを2割削減するという前提で計算しておりまして、また、試算には国の納税ですとか地方自治体の許認可、補助金以外の手続というものが含まれておりません。さらに試算では平均的な付加価値を生む業務へ余った労働時間をシフトさせると考えておりますので、もし付加価値の更に高い業務へ余った労働時間を振り向けることができれば、行政手続コストの削減で生まれる経済効果は、私が試算した1.3兆円を上回って取組次第では日本・EUのEPAに迫る経済効果も期待できるのではないかと考えられます。

ただし、これについて課題は、地方自治体における取組が果たして進むのかどうかという点になるかと思います。地方自治体の取組に際しては国からの強制力というものはございませんので、そのままだと思うように地方自治体にまで行政手続コスト削減の動きが展開しない可能性が考えられます。そこで経済財政諮問会議でも、地方交付税交付金の算定基準に地方自治体の取組状況を反映するという案が出ておりますけれども、それに加えまして、例えば地方自治体の取組状況を分かりやすい形で国内外の事業者に情報公開するという案も、検討に値するのではないかと考えております。

事業者は、どの地域に立地するのかを考える際に当然、事業展開をしやすい地域を選ぶはずだと思います。そのとき事業の設立時だけではなくて、事業を継続する際にも煩雑な手続を避けることができるのであれば、ほかの条件が同じでしたら事業者は行政手続コストの削減に積極的な地域を選ぶはずだと思います。したがいまして、どの自治体が事業者の負担感の削減に積極的なのかを分かりやすい形で情報公開することで、地方自治体が自主的に行政手続コストを削減するためのインセンティブを与えることができるのではないかと思います。

こうした行政手続コストの削減で生まれる経済効果は、ほかの業務に振り向けることで 生まれる付加価値だけではありません。次の5ページ目を御覧いただきますと、数多くの 学術研究が示しておりますように、中長期的にも行政手続の簡素化のようなビジネス環境 の整備というものは、その後の経済成長にとっても非常に重要であることが分かってきて おります。

例えば法人登録手続の時間と費用の削減といった簡素化が進みますと、企業の設立や雇用が増えることが実証的に示されております。この表の一番下にございますように、先ほど御紹介した世界銀行のビジネス環境の各項目で改革が行われますと、一人当たりGDP成長率は平均でそれぞれ0.15%ポイント改善するという研究もございます。さらには上から3番目にございます研究でございますけれども、法人登記の行政手続の削減が例えば小規模なものであったり、小出しで進めるような改革であった場合には、起業を促す効果というのは小さくなる。つまり改革というのは大胆に、そしてスピード感を持って一気に進めないと、効果は余り期待できないとする興味深い研究もございます。

したがいまして、事業設立が容易になれば、事業者の市場への新規参入が盛んになりますし、事業者の資金調達が容易になりますとベンチャー企業の事業継続も可能になります。 さらに事業を終えるときの法制度が充実していれば、事業者が市場から退出しやすくなります。 っまり、事業者の立場に立ったビジネス環境が整備されますと、市場の新陳代謝が活発となることが期待されます。

実は、この市場の新陳代謝は事業者によるイノベーションを活発にするというだけでは ございません。様々な資源を有効に活用するためのメカニズムということも考えられます。 人口減少下で労働生産性を高めることが重視されている現在は、労働や資本といったもの を効率よく活用して、事業者が切磋琢磨しながらイノベーションを生み出しやすいビジネ ス環境がとりわけ重要になってきております。

そのためには、これまで以上に市場が機能するような制度的枠組みを整備する必要があるものと考えます。実際に学術的な研究でもこうした見方というのは強まっておりまして、制度のよしあしが国の中長期的な経済成長を決めるという見方が、近年の経済学においてもコンセンサスになっております。ただし、行政手続も含めた各種制度というのは、その市場環境の変化に応じまして、その都度、新しいものが必要とされてくるという状況も当然出てくるわけでございまして、その際に、ただ手続を削減して簡素化すればいいというわけにはいかないという場合も出てくると思います。

そこで次の6ページ目で書かせていただきましたが、新たに必要とされる手続が生まれた場合には、手続の合計数が増えていかないようにほかの手続を同数以上、削減していくことをルール化するという取組が世界で始まっております。いわば行政手続のスクラップ・アンド・ビルドのルール化ということになります。

例えばカナダについてはOne-for-One-Ruleというものがございまして、新たに手続を設けると、既存の手続を削減するというルールを設けております。イギリスでは更に厳しく、新たな行政手続を設けるには2つの手続のコスト削減を必要とするOne-in, two-outというルールがございます。カナダの場合、実際に行政手続コストがOne-for-One-Ruleに従って削減されたかどうかを検証する枠組みとしましては、Annual Scorecard Reportという

ものを公表しておりまして、事業者や国民が行政手続コストの削減状況を確認できるよう に情報公開する仕組みも設けております。

再び資料が後ろに飛んでしまいまして恐縮でございますけれども、最後の12ページ目を御覧いただきますと、海外では事業者に選ばれるビジネス環境の整備に熱心な国が増えております。日本でも政府は2020年までにビジネス環境ランキングを先進国3位まで引き上げるという目標を掲げておりますけれども、もっと日本でもビジネス環境における海外との競争が強く意識される必要はあるのではないかと思います。日本が世界の企業に選ばれるようなビジネス環境を整備するには、スピード感を持ってより踏み込んだ行政手続コストの削減が必要だと考えられます。

私からの説明は以上になります。御清聴ありがとうございました。

○髙橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御意見とか、では大崎専門委員、お願いします。

- 〇大崎専門委員 1つ伺いたいのですが、6ページの0ne-for-0ne-Ruleとか0ne-in, two-outとか、こういった手続数についてのルールですが、これは溝端さんとしてはこういうものを導入すべきだとお考えなのですか。
- ○溝端主任研究員 そうですね。海外でも行政手続というのはかなり増えていっているという傾向が世界的にありまして、アメリカでも今この辺の議論はされているかと思うのですけれども、そうなりますと事業者への負担というものが増えていく可能性は考えられますので、そこを手続の数が増えないようなルールを設ける必要は私もあるのではないか、必要ではないかと考えております。
- ○大崎専門委員 私は実はこの考え方に非常に強く反対しておりまして、この部会でも実際にそういう発言は以前にしたことがあると思うのですが、世の中が変わっていくと新しい事態に対応するために、行政的な介入を新たにしなければいけないということは当然あるわけです。話が急に具体的になって恐縮なのですけれども、例えば私が比較的よく知っている金融規制の分野で言えば、仮想通貨交換業の登録制度というのは明らかに新たな規制として近年導入されたわけです。例えばそういうことをする場合に金融庁が何か規制を1つ廃止しないといけないという話になりますと、多分、起きることは廃止する規制が見つからないから、規制を導入するのをやめよう、遅らせようということになって、結果的に消費者の被害が広がったり、金融システムが不安定化するとか、いろいろな弊害が出てくるだけではないかと思うのですが、そういうことはないのでしょうかというのと、そういうことを防止しながらある程度行政手続数の増加に歯止めを掛ける方策というのは何かあるかどうか。そこら辺はいかがでしょう。
- ○溝端主任研究員 おっしゃるように先ほど私も申し上げましたけれども、市場環境というか、周り環境というのはどんどん変わっていくわけですから、それに応じた手続というのは増えていく側面は多分にあると思うのです。ですからそこに対しては対処することは

必要だと思うのですけれども、削減するというのは合理化できるところは例えば電子化というのも含めて合理化、古いかつての行政手続の中で合理化できるものは合理化していくという方向と併せて考える必要があるのではないか。

今、私はこのルールは必要ではないかという形で申し上げましたけれども、そうすると本当に必要な手続も削減しないといけないという本末転倒なことになりかねないということも当然考えられますので、その辺は柔軟に対応する必要はあるかと思うのですが、ただ、何らかの歯止めを掛けないとどんどん数が増えていく。それで事業者にとっていろいろ手続の数が増えて、本来やらないといけない事業に投じる時間が減るという可能性も考えられるかと思いますので、そこのところというのは十分考慮しながらやらないといけないとは思います。

- ○髙橋部会長 よろしいでしょうか。
- ○大崎専門委員 感想としては、私はルールというのはルールだから意味があるので、も し入れるのならルールにしなければ意味がないと思うので、ルールだけれども、柔軟にや りましょうというのは余り意味がない話だと思います。感想です。
- ○髙橋部会長 どうもありがとうございます。 どうぞ。
- 〇堤専門委員 本論のお話ではなく少し横道にそれてしまうかもしれないですが、3ページのところに書いてある、一番下の「節約された企業の労働時間を平均的な付加価値を生む業務へ振り向けることができれば」という御提言の部分について、これを行っていこうとするときに、例えば中小企業であっても、この分野であれば活用できる、など、総研内部で御意見が上がったことがあれば、教えていただきたいです。それは、多くの中小企業の場合、「時間を削減した。けれども、付加価値を生む業務が何なのか、分からない」ということであれば、どんどん新しいベンチャーや外資に駆逐されてしまうのではないかと危惧して、変化していけないのではないか。元々のやり方の方がいいのではないか。要は仕事を維持したいから新しい改革に進んでいかないというようなことになっては、と思ったので、何か総研さんの方で御提言なり御発言なりあればお聞きしたいなと思いました。

といいますのも、8ページの表のところに、1人当たり所得とその決定要因というところで、1人当たり人的資本というのはマンアワーではなく教育年数×教育収益、とあります。私は、日本の国の教育は年数や質もそんなに低くないではないか、と表面的には見えるのですが、その割には生産性が低いと出ている。というと教育は何を教えているのだろうと考えまして、例えば今後のリカレント教育だとか従業員の学び直しだとか、ここで話し合う本論ではないのですが、何かこういった資料を作るときにお気付きになったことがあれば教えていただきたいなと思い、御質問をさせていただきました。

○溝端主任研究員 ありがとうございます。

まず1点目と2点目は両方とも兼ねてという形で御回答かもしれないですけれども、新しい技術、今、AIというところで技術が入ってきているわけですが、それを扱うための能

力というものは、それに見合う高度な能力を必要とされているわけでして、その能力を使 えるような人材というものを必要とする。

今その教育のところで、8ページ目のところで数字が高いけれども、それが所得に反映されていないということは、正に人材はあるのだけれども、それが適切な場所に配置されていない。いわゆる雇用の流動性というのが乏しいというところは当然あるかと思うのですけれども、そこはいわゆる日本型の雇用慣行をある程度修正していくような形で、必要なところに人材を配置する。その中で市場機能を高めるというところが当然入ってくると思うのですが、それによって1人当たり所得を高めることができるのではないかと思います。

人材配置を適切にするということに加えて、今のお話にもございましたような教育です。 従来型の教育でいいのかどうかという議論は今されておりますけれども、いわゆる理数系 教育並びにリベラルアーツのようなものも含めて、従来型の教育をきちんと見直すことで 新しい技術をうまく使いこなせるような人材を育成することが、生産性を高める方法にな るのではないかと考えております。

- ○髙橋部会長 ほかいかがでしょうか。原委員、お願いします。
- ○原委員 大変有益なお話を頂きまして、ありがとうございました。

2つお伺いさせていただきたいのですが、1つはGDPへの影響という考え方、私たち必ず しも余りこういう捉え方をしていなかったので、大変有益なお話だと思って伺いました。

この行政手続を何割削減するとか、先ほども議論があったOne-in, two-outというような方式は各国で先行してなされていますが、これは各国で既になされた事例についての実証的な研究がなされているのかどうか。もしお分かりになればというのが1つ。

2つ目に重点分野に関してでございます。先ほどの資料の1ページでも示していただきましたように、私たちこういった重点分野を掲げて取組を進めておりますのですが、これまでの研究例を見て、特にこういったところをしっかりやるとGDPに効くとか、何かそういう御示唆があるのかどうか。あるいは抜けている点がないのかとか、もし何か御示唆いただけることがあれば。

以上、2点です。

○溝端主任研究員 まず1点目の件ですけれども、これは5ページ目のところの実証研究で一例として書かれておりますが、例えば一番上の研究に関しましてはポルトガルの規制改革、行政手続の削減というものを事例として用いた研究でございまして、それに基づいた結果としまして、法人登録の時間と費用の削減によって企業の設立数が増加したという研究がございます。2番目も同じで、これはメキシコの実例でございますけれども、これも同じような結論が導かれるということで、それぞれの事例に基づいた実証結果が得られているということが言えるかと思います。

2点目でございますけれども、いろいろな行政手続の分野があるわけですが、どれを優 先的にやればいいのかという趣旨のお話だったと思うのですが、やはり1番で出ておりま す営業の許可とか認可に関する手続というところは1つ大きなポイントになるのかなと。 やはり市場の新陳代謝を高めるというところで、今、日本では大数のところはそれなりに あるわけですが、新規参入というところがなかなか余りほかの国に比べて活発でないとこ ろもございますので、そこがイノベーションを生む1つの大きな原動力となってくるかと 思いますので、その営業の許可・認可というところのコストを削減することが効果的では ないか。

5ページ目の実証研究のところでも取り上げている例というのは、法人登録の時間と費用の削減という研究がかなり多いなという印象を私は受けておりまして、そこが経済成長を引き上げていく1つのブレークスルーというか、重要なポイントになるのかなと考えております。

○髙橋部会長 ほかいかがでしょうか。今、原委員もおっしゃいましたように、GDPへの影響という観点は御指摘いただいたことは重要です。我々も見える化ということで、この取組はどれだけ影響があるのかということをいろいろなことで考えようとしておりまして、その1つとして後押しをしていただき、お礼を申し上げたいと思います。ただ、エコノミストの目から見て、例えば3ページの評価は合理的なものなのか。根拠があるようなものなのか。この辺はどうでしょう。御評価いただくとするとどうでしょうかというのをまず聞きたい。

- ○溝端主任研究員 3ページ目の削減時間のところですか。
- ○髙橋部会長 そうです。算出の方法とかです。
- ○溝端主任研究員 算出方法自体は、いろいろな形があると思いますので1つの表し方として私はいいのではないかと思います。一般的に見やすいような形で見るためには、GDPという割と分かりやすい指標に更に置き換えるという作業は必要になってくるのかなということで、今回こういう試算をさせていただいたのですけれども、今回、削減される労働時間の表が公表されたこともありまして、かなりその辺の理解というのは今後進んでいくのではないかと期待しております。
- ○髙橋部会長 これはほかの施策の比較とかは、まだ可能なのでしょうか。TPPだけではなくて。
- ○溝端主任研究員 ほかに試算が何か出ているものがあれば比較することはできるかと思うのですけれども、これは厳密に何か比較しているということではございませんで、直近で出ている政府からの試算を併置して、行政手続の効果の大きさをより分かりやすい形で載せたというところがポイントでございます。
- ○髙橋部会長 わかりました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、お時間が参りましたので、ここまでとさせていただきます。

今、申し上げましたように削減の取組へのマクロ経済のインパクトというのは、重要な 視点だと思いますし、更に地方公共団体に取組が広がった場合に、より大きなものになる というお話をしていただいて、我々も地方に是非働きかけをしていきたいと思っております。

そういう意味で、本日はどうもお忙しいところ誠にありがとうございました。引き続き またいろいろと御教示賜ればと思います。どうもありがとうございました。

(大和総研退室)

(八剱専門委員入室)

○髙橋部会長 それでは、本日最後の議題でございます。この度行政手続部会の専門委員として、株式会社ワークスアプリケーションズの八剱副社長に御就任をいただきました。 八剱副社長は、人事給与・財務会計の基幹システムの開発企業など、複数のITシステムの企業の経営を担われてこられ、顧客であるユーザー企業からのシステムや制度に関する改善要求に通暁されております。また、内閣サイバーセキュリティセンターの情報セキュリティ指導専門官も務めておられまして、政府系システムのセキュリティについても専門性を大変お持ちでございます。

したがいまして、本部会の今後の議論について、特に行政手続のデジタル化に関する御 意見を頂戴いたしたく、専門委員として御就任をいただきました。

本日は、行政手続のデジタル化に関する課題について、八剱専門委員からプレゼンテーションを頂戴したいと思います。それでは、資料4について御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○八剱専門委員 今、御紹介に預かりました八剱でございます。

規制改革推進会議行政手続部会について、今日まるっきり初めてでございますので、やりとり等が余り慣れていないかもしれません。何かお気付きの点がありましたら遮断していただいて結構です。

最初のページを見ていただいて、私の自己紹介ですが、基本的にずっと社会人人生イコールICTの人生になっていまして、最初に勤めたのがIBMコーポレーションで、日本、米国、アジアパシフィックを含めて21年間ほど勤めておりました。最後に担当していましたネットワークサービス事業部という事業部が、最近ですとそれほど珍しくありませんけれども、事業部を切り出して売却するという、事業部売却の走りの案件だと思いますが、IBMにとってノンコアなビジネスであるネットワークサービスを、ネットワークが中心となっているAT&Tに売却しようという案件が浮上いたしまして、当時5,000人の従業員が5,000億円でIBMからAT&T社に売却されました。私が日本の事業部の責任者だった関係で、1990年6月1日にIBM社よりAT&T社に売却されたというか、転籍をして、事業会社の社長となりまして、ITからコミュニケーションが専門の会社に移りまして、その後、AT&T、日本テレコム、ウィルコムという辺りは通信の会社です。日本テレコムは当時ボーダフォンの傘下にいまして、その後、リップルウッド(米国のファンド)に売却され、ソフトバンクに売却されという運命をたどるのですけれども、私はボーダフォンの時代に採用されて、リップルウッドに売るつもりなのだけれども、そのときのボードをやってほしいということで移った経緯で

す。ウィルコムは今、ソフトバンクの一部になりましたが、当時はカーライル・グループ という世界最大のプライベートエクイティファンドが保持していまして、そこから声が掛 かりまして、社長をやってもらえないかということで2年ほど社長をやりました。

この日本テレコム、ウィルコムでは、私の立場は明らかにユーザーサイドにありまして、 ICTのベンダー側からは離れていました。ユーザーとしていろいろなシステムの導入についての大変さがどのぐらい大変かというのを身に染みて感じる2社の経験となりました。

その後、そういったこともあってだと思いますけれども、SAPのグローバルヘッドから打診がありまして、SAPジャパン、当時外国人が社長をやっておりましたが、また日本人に社長を替えたいのでそれをやってもらえないかという打診がありまして、2007年、2008年とSAPにおりました。その後、ワークスアプリケーションズでアドバイザーをやったり、アルフレッサホールディングスで社外取締役をやったり、自分の会社を作ったり、あと、先週ですけれども、コンピュータソフトウエア協会というところの理事を拝命いたしましたので、任期2年ということでコンピュータソフトウエア協会の理事という形もやらせていただいています。

今日の本題とも若干関係がありますので、SAPのことについて若干解説させていただきますが、私がSAPにいたときに幾つか驚いたことがありまして、そのうちの1つがSAPのグローバルにおける売上げのある一定の割合が官公庁の売上げで成り立っている。これは結構驚きでございまして、当時、今から約10年前ですので今とは違っていると思いますが、当時の売上げで約1割が官公庁関連の売上げで成り立っている。

私は個人的にはものすごく不思議な感じがしまして、日本では官公庁でパッケージ導入なんて、ほとんどそんな話を聞いたことがありません。そこで、ドイツのスペシャリストと会話する機会があったときに聞いてみたのです。何で官公庁の売上げがこんなに多いのかと。彼の答えは極めてシンプルで、はっきり言って中央省庁に入り込むのはかなり大変で難しい。例えばアメリカ空軍とかそういったところのジェット爆撃機のメンテナンスは、SAPの旅客機のメンテナンスのソフトウエアを流用しているし、カナダの財務省の会計ソフトはSAPのものが母体になっている。そういうケースもあるのですが、彼らの官公庁における売上げのほとんどは地方自治体だとの答えでした。その時の、彼の私に対しての質問は、八剱さんは余りピンと来ていないかもしれないけれども、メキシコとカナダと例えばタイランドと南アフリカ共和国で地方自治体がやっているサービスに本質的な差があると思いますか。基本的には住民サービス等を含めて今時のはやりですから全部ウエブで公開するということで、国をまたいでもやっていることについてほとんど差はないのですと。

パッケージソフトウエアを作っている会社からすると、同じ機能のものを作ってコピーして売るのが一番もうかりますので、逆に個々の案件が多様化していて、いろいろなオプションを作らなければならなくなると、もうからなくなってきてしまう。同じものがそのまま通用することが非常に鍵なわけですけれども、彼いわく地方自治体というのは国と無関係に共通しているモジュールの利用率が高く、その変更もすごく少ないということで、

SAP流に言えばかなりもうかる領域なのだと。

これはかなり驚きで、翻って今は知りませんが、私が社長をやっていたころは日本の地方自治体でSAPを採用しているのは1市しかありませんでした。だから、何か彼が言っていることと私が日本で感じていることは随分違うなと。

その後、ワークスアプリケーションズというのは御存じかもわかりませんが、大企業をターゲットにしたいわゆるERPです。グローバルに見るとSAPがナンバーワンですけれども、日本国内での最大手ですが、そこを通じてどうもその辺の秘密というか、その辺も段々分かってきたような気がしていまして、今日はせっかくお時間頂いたので、その辺の話も今から説明させていただきたいと思うのですが、では次のページを見ていただいて、今から私がお話をさせていただく内容は、ほとんどワークスアプリケーションズ社がユーザーから聞いて、いろいろ御要望を受けていることについてのサマリーがほとんどです。今日の前段の説明で既にカバーしているところもかなりあると伺っていますので、その辺は随時簡単にスキップさせていただきながらお話をしたいと思います。

2ページ目は、大手企業4,000法人(延べ)と書いてありますが、ワークスアプリケーションズは今1,300企業グループのユーザーを抱えております。1,300企業グループと申し上げたのは、本社に入って、本社に入る関係から子会社群にも入っていくというのが通常でございますので、株式会社という数で数えますと8,000社ぐらいで、グループという形で数えますと1,300法人グループがユーザーさんで入っておりまして、それらが日頃のシステム上の悩みとか、こういうふうにやるともっと簡単に動くのだけれどもというような問合せを日々のように申入れをされます。

ここで面白い事象が、何で大手企業向けのERPというのがあり得るのかということなのですけれども、これは私どもの感覚からすると、多分1,000人、2,000人ぐらいのクラスの会社のリクワイアメントと100人、200人、それから1万人、2万人というのはどうも大分違ってきていて、1,000人、2,000人ぐらいのところに分水嶺がある感じで、それよりも小さいところというのは比較的標準化ができやすいというか、それが多くなってくると標準化ができにくいということで、大法人向けの、大企業向けのERPというマーケットとかもあり得るのですけれども、そこのイメージとして分かりやすいということで下に例示として書いてありますが、1%の例外と言いますと100人、200人の会社ですと1人、2人ですので、その1人、2人のことを無視すれば全社一律にできるということで簡単にできるのですけれども、1万人規模になると例外処理というのが100人単位で出てきてしまって、それに対して対応というのが馬鹿にならないコストが掛かってくるということが大企業向けの特徴です。特に日本の場合には、事業部によって、あるいはM&Aをやることによって旧来の会社の文化ですとか、手当の払い方ですとか、そういったものを踏襲するという嫌いがありますので、その辺も大企業になるとルールが複雑になってくるという遠因にはなっています。

3ページ目を御覧いただきたいのですが、先ほどのSAPで地方自治体等でいろいろ処理

されているということからお分かりいただけると思いますが、一連の行政手続というものを考えますと、システム、プロセスみたいなものを設計し、データが発生し、処理してチェックをして提出するみたいな流れが出てくるわけですが、インとアウトの部分というのは電子化と書いた一番上の層になっています。ところが、実際に電子化のところだけがオートマチックになったとしても余り効果はなく、その下の様式統一、これは極めて重要で、データとしてあったとしても様式が違っているということでかなり労力が増えてしまいますし、その様式統一に伴って運用の方法そのものが統一化されていること。この辺の下の2層が標準化されているということが実現できますと、かなりのプロセスが判子で押したように、あるいはコピーで次のところに自動で行けるように設計できる。ただ、このところに手作業が入ってしまっていると、そこの自動化のところの労力というのが、かなり人間の労力に頼らなければいけなくなってしまう。

4ページ目の例示は別途、御説明があったということですので簡単に御紹介させていた だきますが、保育園の施設等で必要な就労証明書の標準様式が定められているのだけれど も、それが残念なことに地方自治体によって違います。それから、標準様式を採用してい ただけない地方自治体がかなりありますということで、このページの課題2のところで平 均383枚発行、年間88時間消費というデータは、大手のユーザーさんがワークスアプリケー ションズに訴えてきた数字そのものです。1つの会社で年間平均383枚を手書きというか、 各地方自治体で違う。データは一緒なのですけれども、それを書き換えるという作業で88 時間。この88時間という数字がその会社に、全社にとってみて大きな数字かどうかという ことは、必ずしもそんなに大きな時間ではないと思いますが、ただ、これが一社一社にば らけて存在しているということがかなり重要な要素かなと思っております。少なくとも標 準様式みたいなものが出来上がってこないと、せっかくデータとして出来上がったとして も、最後のところで無駄な人的労力が必要となってしまう。一番下に書いてありますがワ ークスのユーザーさんが3社共同で統一様式にとにかくしてくださいと折衝しています。 データとしては同じなので、統一様式さえ採用していただければ我々の手間は極めて簡単 に済みますということです。この辺の折衝をしているということもできれば民間の作業で はなく、どこかが拾っていただけると簡単だなということで、この紙は準備させていただ きました。

5ページ目です。これもそれほど大きな話ではありませんけれども、実際にお客様の御担当の方が、こういうことでかなり困っていますということで言われている1つの例です。標準報酬月額の中に通勤費が入っているというところが、ここの差の微妙なところですが、例えば、工事現場、建設業等においては所属している事業所に行くことは余りなく、工事現場に行くのが10回のうち8、9回で、1、2回事業所に行きますといったことがあります。会社としては、通勤費を月額でひと月分支払うということはもったいないので、通勤費は実費支給したくなりますが、その実費通勤費が通勤費なのか、通常の交通費なのか、その判定で標準報酬月額が変わってしまいます。これも私から見ると少し変な話かなとい

う気がするのですが、実際の企業の人事担当者は個別に年金事務所に問い合わせてどちら に分類すべきかの確認をしているという実態があります。

年金事務所に問い合わせて確認しますと、事務所によって実費支給分が通勤費だという 裁定をされるところもあれば、実費支給分は通勤費ではありませんという裁定をされるこ ともある。その実費支給分が通勤費であるかないかによって、標準報酬月額に算入される という観点から、標準報酬月額が改定されたりされなかったりするということで、1つの 同じ会社の同じ職務でやっている、同じ勤務体系の人間が、住んでいるところによってこ の辺のやりとりが違う。これをシステムで拾うことは絶対に不可能ですので、全部人間が 介入して、この人の場合にはAというパターン、この人の場合にはBというパターン、こ の判定にはロジックがありませんので、アプリケーションに組み込むことはできないとい うことで、永久に人間の労力から離れられないという小さな差額ではあるのですけれども、 これはシステム的なことを標準化していこうと思うと意外と馬鹿にできない大きな要素に なっています。

6ページ目も別途御指摘があったと伺っています。日本は税額を企業が代行して集めるという、私は個人的にはすごく効率のいい仕組みだと思っていて、これは非常によくできている、ほかの国が何でやらないのかと思いますが、そういうことになっていて、その関係から紙の通知書も企業を経由しなければいけないというルールになっています。これは正直いってかなり手間で、市区町村からデータだけ送っていただければ十分ですし、我々も例えばデータを仲介するだけでいいといえばまだ楽ですけれども、紙そのものを転送しなければいけませんので、この辺はシステムの改善というか、標準化をするという形でやっていただければいいのかなと思っております。

というようなことで、日々いろいろなお客様からいろいろな御要望を頂いていて、設計から処理をして、チェックをして提出するまでの様式の中で、できれば運用のやり方というのも1つに統一していただいて、様式も統一していただきたい。プロセスが標準化していれば、コンピューターは決まったことをやることは簡単にできますので、あとはそれが処理できるシステムを作り上げるということだけで終わります。そこの部分は全然難しいことではありませんので、その辺のことをお願いしたいなと思っています。

最後のところで8ページ目に書きましたけれども、各企業はいろいろな形で、いろいろな行政機関にいろいろなデータを渡しておりますが、今、私が申し上げたような様式統一、運用見直し等で一番欲しいなと感じていますのは、アプリケーションプログラムインターフェースというか、各行政機関の方がこういうデータを、こういう様式で送ってくれというAPIを標準化さえしていただければ、各企業は特にどこのシステムを使おうが、標準APIさえのっとっていれば行政機関もそこのデータから抜き出してきて、同じデータをもらえますから、標準APIというものが出来上がると非常に大きなメリットがあると思います。それから、企業間同士でもこの辺のデータをやりとりすることは十分あり得て、最近、働き方改革等もありましてA社で勤めていた社員をB社に引き受けるということは当然あるわ

けで、これは必ずしも敵対的に辞めて移っているというケースはそんなにないですから、企業から企業へデータをやり取りしたいというニーズは結構ありまして、この辺の標準API みたいなものが出来上がってくれば、その後、もしデータを可搬することが企業間で許していただけることになれば、企業間同士でほとんどのデータ、例えば社員の個人的なデータとかを今は再入力していますので、その辺も何らかの工夫をしていただいて、それがどういう仕組みなのか、例えば個人情報等も入ってくると思いますので、そこにいろいろな制限はあるのかもしれませんが、そういうAPIを設定することによって企業間同士も活用できますし、個人事業主になった場合ももちろん活用できます。そういったデータを各企業間で相互に持ち得るというようなことまで出来上がれば、次のステップとしては非常にデータの移管がしやすい社会になるのではないかということで、雑ぱくですけれども、取りまとめた発表とさせていただきたいと思います。

以上です。

○髙橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問等があればよろしくお願いいたします。 いかがでしょうか。

○原委員 今後、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

最初におっしゃられた、グローバルでは自治体が大きなお客さんの比率を占めているのだけれども、日本は遅れていたというのは、そこの答えはお差し支えのないことであれば、何だったのでしようか。

○八剱専門委員 今お話させていただいたみたいに、極端なことをいうと、例えば八王子市と東村山市でやっていることは一緒でも、様式が全部違いますし、プロセスも違っているし、そのプロセスを決めるルールも違っているのだと思うのです。ということは、1個のアプリケーションソフトウエアが導入できないということなのです。

日本の場合は、そういうことがすごくよくありまして、例えば大企業A、大企業Bを取ってきますと、給与計算のやり方に本質的な差があるとは思えないですよね。基本給があって、残業代の支払い方等、何らかの手当があるかもしれませんが、考えたとしてもそんなに星の数ほどのオプションがあるということは考えられない。基本的には基本給はこういう考え方で、手当の考え方がこういう考え方で、それがこういう基準でもって支払われるというだけのはずですよね。ところが、日本ではA、B、C社でもってものすごく場合の数が増えてしまうのですけれども、ただ、企業の方はそれでも合理的な判断をしているので、散らばり方がまだそんなに散らばっていないのだと思うのですが、私の理解では、日本の地方自治体の散らばり方というのは、その範囲を結構超えているのではないかと思うのです。

例えば先ほどの通勤費を実費支給分も通勤費と定めるか、実費支給分は通勤費ではありませんというようなこういったルールが、1つの企業の中で、例えば部によって違うというのはあり得ないので、こういう散らばり方は企業の中ではありません。地方自治体では

こういう散らばり方まであるということは、標準的なパッケージソフトウエアでは導入できない。ということは、ちょっと言いにくいですけれども、通常のパッケージソフトでは導入できなくて、ということは作り込みにならざるを得ないのです。作り込みになるということは、作り込みになるプレイヤー、作り込みを作っているプレイヤーというのがいますから、そこのところのマーケットになっているということだと思います。

- ○原委員 各国ですと、それがパッケージを導入する前の時点から相当程度統一されてい たということなのでしょうか。
- ○八剱専門委員 これもドイツの人間が言うにはですけれども、基本的には仮に違っていたとしても、例えばSAPはこうやってやるんだと言ったら、それでやるというふうに私は決めるだろう。その今までがA、B、Cの間に、A、Bの間に例えばFというのが小さく入っていたとしても、この際だからFは切ってA、B、Cにします。その結果で住民に被害があるということだったら承認されないかもしれないけれども、被害がないということであれば、むしろプロセスをシンプルにしたのは自分だと言って行政当局が宣伝に使うだけで、それを今までの手続をそのまま踏襲したいというバイアスは非常に掛かりにくい。それは日本の雰囲気とは違うような気がしました。
- ○髙橋部会長 日本の行政の1つの特徴かもしれませんが、ほかいかがでしょうか。 大崎専門委員、どうぞ。
- ○大崎専門委員 今のお話は全くそうだなと思いまして、多分、自治体の方だとシステムに合わせて手続を変えるのは本末転倒だとおっしゃるのではないかなと。私もシステムに合わせて変えることが常に正しいとは全く思わないのですけれども、正におっしゃるように本質的に住民に何かネガティブなインパクトがあるのかというところで判断してほしいなというのはすごく思うのですが、そこがなかなか難しいなと思っております。

さっきの標準報酬月額の話なのですが、これについては正に窓口による違いということなのですけれども、むしろ厚労省にお伺いした方がいいのかもしれないのですが、なぜこのようなことが起きるのですか。算出の方法ということなので統一されていて当然のような気もするのですが、何かもしお心当たりがありましたら。

- ○原委員 一応、私は年金機構のお仕事もやっておりますのですが、こういうばらばらな 問題というのはずっと問題になっていて、マニュアルを作って統一するというのはしばら く前から詰めております。
- ○大崎専門委員 全く理解できないのが、年金事務所って上部機関は昔の社会保険庁です よね。
- ○原委員 今は年金機構に統一されていて、かつては自治体との関係とかいろいろ難しかったのですけれども。
- ○八剱専門委員 私が解説してはいけないのかもしれないのですけれども、多分ルールは あるのだと思うのですが、ものすごく細かいルールになっているのでしょう。細かいルー ルを完璧にトレースすれば、企業側で、もしこれを判定するのだったら、そのルールを教

えてほしいのです。今、我々は分からないので聞くしか手がなくて、教えてはいただけないので、もしかしたらルールもばらけているのだとしたら、どうしようもないです。

○髙橋部会長 多分これはこういうことを想定していない。ルールを決めていないのでしょう。どうもありがとうございます。この辺は厚労省にローカルルールの話なのでしっかり聞きたいと思いますが、あと運用見直しの御指摘は重要で、これから統一化する上では非常に一番下のところの運用をきちんと見直していかないと、上にまで上がっていかない、効果が現れないというのは非常に重要な御指摘だと思います。そこは我々も、先ほど経団連からも御指摘を頂きましたので、しっかりやっていきたいと思います。

標準APIなのですが、これはセキュリティは大丈夫なのですか。そこはよく議論になるのですけれども、APIを公開したことによって何かセキュリティが弱くなるとか、そういうことはあり得ないのでしょうか。

○八剱専門委員 私が答えてはいけないのかもしれないのですけれども、恐らく関係ない 次元の話だと思います。セキュリティはセキュリティで守る。このAPIが標準になっている から破られてしまうのであれば、GoogleもAmazonもずたぼろになっているはずですので、 それは大丈夫だと思います。

○髙橋部会長 そうですか。この間、APIを公開するとセキュリティがどうのこうのと誰かがおっしゃったような気がしたのですけれども、違いましたっけ。

ほかいかがでしょうか。何かあれば御指摘いただきたいと思います。川田さん、どうぞ。 〇川田専門委員 どうもありがとうございました。非常に参考になりました。行政手続の 改革を促す場合、実例を挙げるというのが非常に重要だなということをこの会議に参加し て感じるわけでございまして、そうしますと2ページにある4,000法人あるいは1,300企業 グループが、いろいろな行政手続に関して問題を抱えており、運用を統一することができ ればよりコストが安くなるのではないか。いろいろな事例があると思うのですが、それら を公開することはできるのでしょうか。あるいは、例えば厚労省の手続についての相談量 が多いとか、具体的な例を示すことができるのかどうかをお聞きしたいのですが。

○八剱専門委員 お客様は公開する目的でお話しをしているわけではありませんので、この状態では開示することは無理なのですけれども、ただ、今日も実際に行っているメンバーも来ています。お客様は、ワークスアプリケーションズに何かの対応を求めているということではなく、標準様式になれば自分たちが楽になるので、何とかならないかという相談を受けているだけなので、それをこういう場でオープンにすることで、こういうリターンがあるということを説明できれば、公開ではないと思いますけれども、そのメンバーの人たちに開示をすることは十分できると思います。

○髙橋部会長 では、そこら辺は是非内部的なことは守秘義務が掛かっていれば大丈夫だ と。どうもありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お時間が参りましたので、ここまでとさせていただきたいと思います。引き

続きいろいろと貴重な御教示を賜ることになると思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○八剱専門委員 よろしくお願いいたします。
- ○髙橋部会長 それでは、本日の議題は以上でございます。 最後に事務局から何かございますでしょうか。
- 〇石崎参事官 次回の会議日程につきましては、後日、事務局から御連絡をさせていただきます。
- ○髙橋部会長 どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。